



令和 7 年 9 月 1 日

市政記者クラブ 様

環境局地域環境対策部大気環境対策課
大気環境対策課長 足立 (TEL 972-2678)
課長補佐 (交通環境対策) 荒川 (TEL 972-2682)

令和 6 年度自動車騒音調査結果及び 一般環境騒音実態監視結果について

令和 6 年度に実施しました自動車騒音調査及び一般環境騒音実態監視の調査結果をとりまとめましたのでお知らせします。

<自動車騒音調査>

- ・調査対象区間における環境基準の達成率は、昼間（6 時～22 時）91.9%、夜間（22 時～翌 6 時）91.0%、昼夜間（24 時間）90.4%でした。
- ・要請限度については、14 地点中 1 地点で超過しました。

<一般環境騒音実態監視>

- ・環境基準に適合した地点数の割合は、昼間（6 時～22 時）98%、夜間（22 時～翌 6 時）90%でした。

1 自動車騒音調査

(1) 調査目的

騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき、自動車騒音の状況の常時監視を行っています。

調査は、毎年継続して調査を行う定期監視と、令和元年度時点における環境基準達成率 95%未満の区間を 1～5 年の間隔で調査を行う現況調査を実施しました。

これらの調査結果を基に、環境基準の達成状況の評価及び要請限度の超過状況の把握を行いました。

(2) 調査期間

令和 6 年 9 月～令和 7 年 1 月

(3) 調査地点数

市内 34 地点（定期監視：8 地点、現況調査：26 地点）

A 区間 9 地点、B 区間 15 地点、その他 10 地点（調査地点は参考 1 を参照）

- 〔A 区間：第 3 次自動車騒音優先対策マップにおいて要請限度を把握する区間〕
- 〔B 区間：第 3 次自動車騒音優先対策マップにおいて環境基準を把握する区間〕

第 3 次自動車騒音優先対策マップ：

第 3 次なごや自動車環境対策アクションプランにおける、環境基準に係る目標を達成するために、優先的に対策を行うべき区間

(4) 調査・評価方法

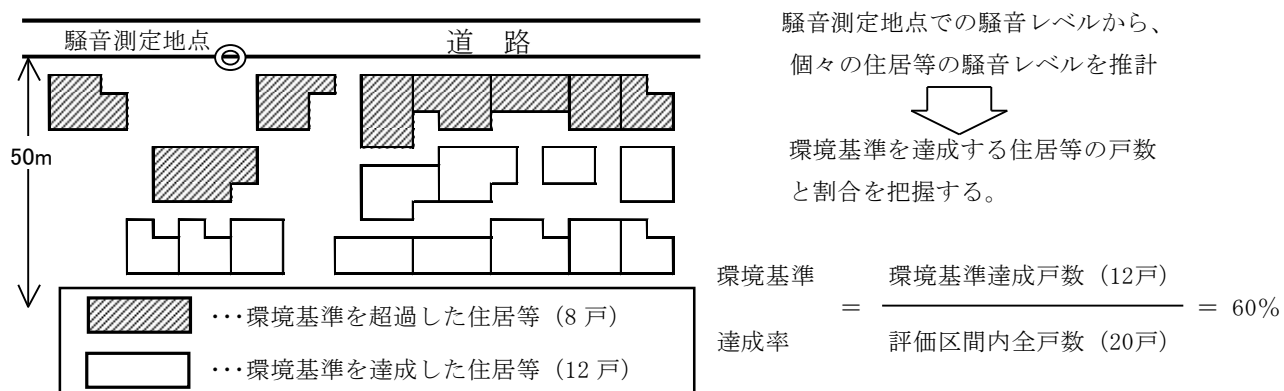
「自動車騒音常時監視マニュアル」及び「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」に基づき実施しました。また、マイクロホンの向きは鉛直上向きとしました。

ア 環境基準

自動測定器により測定し、環境基準は 1 日の結果を用いて面的評価による達成状況の評価を行いました。

面的評価：道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する 1 地点で等価騒音レベル（LAeq）の測定を行い、その結果を用いて評価区間内の道路端から 50m 範囲内の全ての住居等について騒音レベルの推計を行うことにより環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法。自動車騒音に係る環境基準については面的評価により達成状況の評価を行うこととなっている。

<環境基準の評価方法例>



評価区間：評価の対象となる道路を、交通条件、道路構造条件等が概ね等しく自動車騒音の影響を一定とみなすことのできる区間に分割したもの。

区間内戸数：評価区間内の道路端から 50m の範囲内全ての住居の戸数。

イ 要請限度

定期監視 8 地点、現況調査 6 地点について、1 週間調査を行い、代表する 3 日間の結果を用いて評価を行いました。

(5) 調査結果
ア 環境基準
(ア) 定期監視

番号	区 間	道 路 名 (調 査 地 点)	評価区間		等価騒音 レベル LAeq (dB)		道路に面する地域における面的評価			
			起点	終点	環境基準達成状況 (達成戸数)			区間内 全戸数 (戸)		
					昼間	夜間	昼間		夜間	昼夜間
①	-	一般国道1号 (中川区昭和橋通)	中川区 昭和橋通	中川区 昭和橋通	68	64	99.7% (695)	99.9% (696)	99.7% (695)	697
②	-	一般国道19号 (北区山田町)	北区 山田一丁目	北区 上飯田東町	69	65	98.7% (827)	99.5% (834)	98.7% (827)	838
③	B	一般国道23号 (南区浜田町)	南区 浜田町	南区 浜田町	67	<u>68</u>	100% (33)	90.9% (30)	90.9% (30)	33
④	-	一般国道23号 (南区堤町)	南区 堤町	南区 七条町	61	59	100% (454)	100% (454)	100% (454)	454
⑤	B	一般国道41号 名古屋高速1号楠線 (北区萩野通)	北区 黒川本通	北区 川中町	<u>71</u>	<u>67</u>	65.6% (621)	64.8% (613)	63.5% (601)	946
⑥	B	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道 (西区八筋町)	西区 貴生町	西区 赤城町	58	53	86.7% (242)	86.7% (242)	86.7% (242)	279
⑦	B	主要県道名古屋長久手線 (名東区小井堀町)	名東区 姫若町	名東区 小井堀町	65	60	98.6% (706)	98.3% (704)	98.3% (704)	716
⑧	B	主要市道名古屋環状線 (中川区小碓通)	中川区 昭和橋通	港区 川西通	68	65	99.3% (285)	99.3% (285)	99.3% (285)	287
令和6年度定期監視地点を含む評価区間全体							90.9% (3,863)	90.8% (3,858)	90.3% (3,838)	4,250
(参考) 令和5年度定期監視地点を含む評価区間全体							91.0% (3,869)	88.7% (3,771)	88.4% (3,757)	4,250

注1 昼間：6時～22時 夜間：22時～翌6時

注2 等価騒音レベルは調査地点の実測値を記載し、幹線交通を担う道路に近接する空間における環境基準の値（昼間 70dB 夜間 65dB）を超過したものについては、下線で示した。

(イ) 現況調査

番号	区間	道 路 名 (調 査 地 点)	評価区間		等価騒音 レベル LAeq (dB)		道路に面する地域における面的評価			
			起点	終点	環境基準達成状況 (達成戸数)			区間内 全戸数 (戸)		
					昼間	夜間	昼夜間			
⑨	A	一般国道1号 名古屋高速3号大高線 (瑞穂区明前町)	南区 千竈通	瑞穂区 河岸一丁目	<u>71</u>	<u>68</u>	96.0% (121)	86.5% (109)	86.5% (109)	126
⑩	A	一般国道23号 伊勢湾岸自動車道 (緑区桶狭間南)	緑区 桶狭間南	緑区 野末町	<u>73</u>	<u>71</u>	9.1% (2)	9.1% (2)	9.1% (2)	22
⑪	A	一般国道23号 (港区十一屋二丁目)	港区 十一屋	港区 十一屋	<u>71</u>	<u>70</u>	97.2% (35)	44.4% (16)	44.4% (16)	36
⑫	A	一般国道23号 (港区善南町)	港区 十一屋	港区 宝神	70	<u>70</u>	100% (77)	77.9% (60)	77.9% (60)	77
⑬	A	一般国道23号 (港区藤前四丁目)	港区 藤高	港区 藤前	59	59	100% (6)	66.7% (4)	66.7% (4)	6
⑭	A	一般国道41号 名古屋高速11号小牧線 (北区大我麻町)	北区 大我麻町	北区 新沼町	70	<u>68</u>	100% (132)	79.5% (105)	79.5% (105)	132
⑮	B	一般国道1号 (緑区有松)	緑区 有松	緑区 有松	66	63	100% (75)	100% (75)	100% (75)	75
⑯	-	一般国道1号 (緑区左京山)	緑区 有松	緑区 鳴海町	66	64	100% (176)	100% (176)	100% (176)	176
⑰	B	一般国道23号 伊勢湾岸自動車道 (緑区高根山二丁目)	緑区 清水山二丁目	緑区 大高町	65	61	100% (7)	100% (7)	100% (7)	7
⑱	A	一般国道23号 (港区名四町)	港区 名四町	港区 遠若町	67	64	100% (144)	98.6% (142)	98.6% (142)	144
⑲	A	一般国道23号 (港区遠若町)	港区 遠若町	港区 遠若町	57	55	100% (77)	97.4% (75)	97.4% (75)	77
⑳	A	一般国道23号 (港区藤前三丁目)	港区 藤前	港区 藤前	<u>72</u>	<u>69</u>	100% (1)	100% (1)	100% (1)	1
㉑	B	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道 (北区玄馬町)	西区 山田町	北区 丸新町	64	59	91.5% (43)	91.5% (43)	91.5% (43)	47
㉒	-	主要県道弥富名古屋線 (熱田区池内町)	中川区 南八熊町	昭和区 高辻町	68	63	99.1% (1,068)	98.8% (1,065)	98.8% (1,065)	1,078
㉓	-	主要県道関田名古屋線 (守山区廿軒家)	守山区 守山三丁目	東区 砂田橋二丁目	64	59	100% (293)	100% (293)	100% (293)	293
㉔	-	主要県道諸輪名古屋線 (緑区相原郷一丁目)	緑区 相原郷	緑区 浦里	63	55	99.5% (764)	100% (768)	99.5% (764)	768
㉕	B	主要県道名古屋長久手線 名古屋第二環状自動車道 (名東区上社一丁目)	名東区 上社	名東区 上社	<u>71</u>	<u>66</u>	62.2% (145)	63.1% (147)	62.2% (145)	233
㉖	B	主要市道名古屋環状線 (港区本宮新町)	港区 川西通	港区 名四町	69	<u>67</u>	100% (100)	88.0% (88)	88.0% (88)	100
㉗	B	主要市道工川線 名古屋高速6号清州線 (西区新道二丁目)	西区 新道一丁目	西区 那古野二丁目	69	65	71.7% (513)	74.3% (531)	69.0% (493)	715

番号	区間	道 路 名 (調 査 地 点)	評価区間		等価騒音 レベル LAeq (dB)		道路に面する地域における面的評価			
			起点	終点			環境基準達成状況 (達成戸数)			区間内 全戸数 (戸)
					昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜間	
㉔	B	主要市道江川線 名古屋高速都心環状線 (西区那古野一丁目)	西区 那古野二丁目	中村区 名駅四丁目	66	63	87.9% (852)	86.4% (837)	86.4% (837)	969
㉕	B	主要市道東海橋線 (南区築御通)	南区 千竜通	南区 呼続四丁目	61	55	97.4% (531)	96.0% (523)	96.0% (523)	545
㉖	-	一般県道津島七宝名古屋線 名古屋高速1号楠線 (中村区畑工通)	中村区 畑工通	中村区 畑工通	66	61	92.2% (948)	93.4% (960)	92.2% (948)	1,028
㉗	B	一般県道名古屋甚目寺線 (中村区森末町)	中村区 本陣通	中村区 本陣通	65	61	100% (345)	100% (345)	100% (345)	345
㉘	-	一般県道岩崎名古屋線 (瑞穂区苗代町)	瑞穂区 河岸一丁目	瑞穂区 河岸一丁目	65	60	92.8% (154)	81.9% (136)	81.9% (136)	166
㉙	B	一般県道港中川線 (港区築三町)	港区 浜一丁目	港区 築三町	70	65	100% (419)	100% (419)	100% (419)	419
㉚	-	一般市道外堀町線 名古屋高速都心環状線 (中区丸の内二丁目)	中区 丸の内二丁目	中区 丸の内三丁目	65	62	85.8% (211)	85.4% (210)	85.4% (210)	246
令和6年度定期監視・現況調査地点を含む評価区間全体							91.9% (11,102)	91.0% (10,995)	90.4% (10,919)	12,081

注1 昼間：6時～22時 夜間：22時～翌6時

注2 等価騒音レベルは調査地点の実測値を記載し、幹線交通を担う道路に近接する空間における環境基準の値（昼間70dB 夜間65dB）を超過したものについては、下線で示した。

（ウ）環境基準の達成状況（市内全体）

評価年度	道路に面する地域における面的評価				評価に用いた 騒音測定地点数
	環境基準達成状況 (達成戸数)			区間内 全戸数 (戸)	
	昼夜間	昼間	夜間		
令和 6 年度	97.3% (291, 191)	97.9% (292, 753)	97.7% (292, 113)	299, 130	定期監視 8 地点 (令和 6 年度) 現況調査 128 地点 (令和 2～6 年度) 実態監視 210 地点 (平成 30, 令和 4, 5 年度)
(参考) 令和元年度	96.9% (256, 197)	98.4% (260, 172)	97.1% (256, 708)	264, 471	定期監視 8 地点 (平成 30、令和元年度) 現況調査 97 地点 (平成 27～30 年度) 実態監視 225 地点 (平成 29, 30 年度)

注1 環境基準達成状況は市内の全評価区間内の戸数に占める達成戸数の割合で評価した。

注2 昼間：6時～22時、夜間：22時～翌6時

注3 一部の評価区間において、令和4・5年度に調査をしていない地点については平成30～令和3年度の結果を用いて評価を行った。

イ 要請限度の超過状況

(要請限度 昼間：75dB、夜間 70dB) (単位：dB)

番号	区間	道 路 名 (調 査 地 点)	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
①	-	一般国道 1 号 (中川区昭和橋通)	68	64	68	63	68	64
②	-	一般国道19号 (北区山田町)	70	66	69	66	69	65
③	B	一般国道23号 (南区浜田町)	67	67	66	67	67	68
④	-	一般国道23号 (南区堤町)	61	59	62	59	61	59
⑤	B	一般国道41号 名古屋高速 1 号楠線 (北区菰野通)	71	67	71	67	71	67
⑥	B	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道 (西区八筋町)	58	53	59	54	58	53
⑦	B	主要県道名古屋長久手線 (名東区小井堀町)	70	65	65	59	65	60
⑧	B	主要市道名古屋環状線 (中川区小碓通)	69	66	69	65	68	65
⑨	A	一般国道 1 号 名古屋高速 3 号大高線 (瑞穂区明前町)	71	68	71	69	71	68
⑩	A	一般国道 23 号 伊勢湾岸自動車道 (緑区桶狭間南)	72	<u>71</u>	73	<u>71</u>	73	<u>71</u>
⑪	A	一般国道 23 号 (港区十一屋二丁目)	71	<u>71</u>	71	<u>71</u>	71	70
⑫	A	一般国道 23 号 (港区善南町)	71	70	71	<u>71</u>	70	69
⑬	A	一般国道 23 号 (港区藤前四丁目)	—※	—※	59	60	59	59
⑭	A	一般国道 41 号 名古屋高速 11 号小牧線 (北区大我麻町)	70	68	70	68	70	68

注 1 昼間：6 時～22 時 夜間：22 時～翌 6 時

注 2 要請限度を超えたものについては、下線で示した。

注 3 1 週間調査を行い、代表する 3 日間の結果を用いて要請限度の評価を行った。

注 4 ※は周辺工事のため、調査を休止した。

注 5 ①～⑧については、毎年継続して調査を行っている。

注 6 ⑨～⑭については、令和 3 年度から第 3 次自動車騒音優先対策マップ A 区間として、毎年測定している。

2 一般環境騒音実態監視

(1) 調査目的

市内における環境騒音の実態を把握するため、概ね5年ごとに一般環境騒音の実態監視を行っています。

これらの調査結果を基に、環境基準の評価を行いました。

(2) 調査期間

令和6年9月～令和7年1月

(3) 調査地点

市内103地点

(4) 調査方法

「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に基づき実施しました。

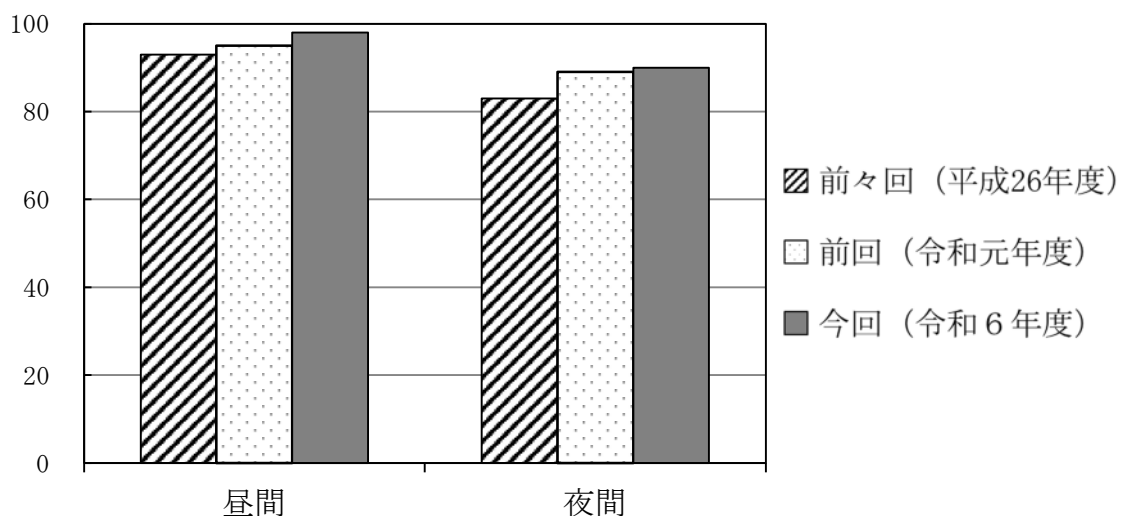
自動測定器により、連続して24時間測定を行い、環境基準の評価を行いました。

また、マイクロホンの向きは鉛直上向きとしました。

(5) 調査結果

環境基準に適合した地点数の割合は、昼間（6時～22時）98%、夜間（22時～翌6時）90%でした。過去2回と比較して改善がみられました。

達成率（%）



評価年度	環境基準達成状況	
	昼間	夜間
平成 26 年度	93%	83%
令和元年度	95%	89%
令和 6 年度	98%	90%

3 今後の対応

引き続き調査を行い、環境基準の達成状況及び要請限度の超過状況を把握していきます。また、自動車騒音については、道路管理者へ結果を示すとともに、関係機関・団体からなる「名古屋市自動車公害対策推進協議会」を通じて、総合的、計画的に自動車騒音防止対策を推進していきます。さらに、大型車に対する国道23号通行ルールの周知など、普及啓発を進めていきます。

4 その他

詳細な調査結果は、名古屋市公式ウェブサイトに掲載しています。

市政情報▶分野別の計画・指針・調査結果▶ごみと環境保全

▶環境保全関係の計画・調査結果・施策▶環境の状況

▶騒音・振動関係調査結果等▶騒音・振動関係調査結果

(<https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-5-22-8-3-1-0-0-0-0.html>)



(参考1) 令和6年度定期監視・現況調査地点図



(参考2) 環境基準 (自動車騒音・一般環境騒音)

生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることが望ましい基準。

地域の区分	道路に面する 地域以外の地域		道路に面する地域			幹線交通を担う道路 に近接する空間
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	昼間	55dB以下	左記のうち、2車 線以上の車線を 有する道路に面 する地域	昼間	60dB以下	昼間 70dB以下
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	夜間	45dB以下		夜間	55dB以下	
第1種住居地域 第2種住居地域	昼間	55dB以下	左記のうち、2車 線以上の車線を 有する道路に面 する地域	昼間	65dB以下	夜間 65dB以下
準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	夜間	45dB以下		夜間	60dB以下	
近隣商業地域 商業地域	昼間	60dB以下	左記のうち、車 線を有する道路 に面する地域	昼間	65dB以下	(全地域共通) ※備考参照
準工業地域 工業地域	夜間	50dB以下		夜間	60dB以下	

※備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。

(参考3) 要請限度 (自動車騒音)

自動車騒音が要請限度値を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときに、市町村長が関係機関に措置をとるよう要請する際の基準。

地域の区分		道路に面する地域		幹線交通を担う道路に 近接する区域	
		1車線	2車線以上		
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	昼間	65dB	70dB	昼間 75dB	
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	夜間	55dB	65dB		
第1種住居地域 第2種住居地域	昼間	65dB	75dB		夜間 70dB
準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	夜間	55dB	70dB		
近隣商業地域 商業地域	昼間	75dB		(全区域共通)	
準工業地域 工業地域	夜間	70dB			

注1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

(1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）

(2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

注2 「幹線交通を担う道路に近接する空間（区域）」とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離により特定された範囲をいう。

(1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m

(2) 2車線を超過する車線を有する幹線交通を担う道路 20m

注3 時間の区分については、昼間は6時から22時、夜間は22時から翌6時